

気象測器の備え付け状況等に関する報告書（気象業務法施行規則第 50 条の報告書）

■ 記入上の注意 ■

- 船舶の長さ、幅、乾げん： 「メートル」で、「小数第 1 位」まで記入。
- 航路： 通常航行している航行区域、寄港地又は航路名を記入。
- 用途： LPG 船及び LNG 船は「2. 液化ガスばら積船」を、鉱石専用船及び石炭専用船等は「3. その他ばら積船」を、自動車専用船は「5. ロールオンロールオフ船」を選択。
- 温度計・湿度計の使用状況： 通風筒の中にある温度計・湿度計は、1. を選択。
- 海面水温の測定方法： 船体に取り付けたセンサーによる場合はこの欄は記入しない。（温度計（海面水温）の深さは記入する。）
- その他の気象測器： 風車型（プロペラ型）風向風速計は、6. を選択。
- 気圧計、風速計の高さ： 「満載喫水線」からの高さを「メートル」で、「小数第 1 位」まで記入。
- 温度計（海面水温）の深さ： 海面水温の測定方法が、採水用バケツによる場合は記入不要。機関の冷却水による場合は、取水口の「満載喫水線」からの深さを、ベイトタンクの場合は、設置された水温計の「満載喫水線」からの深さを「メートル」で、「小数第 1 位」まで記入。

※「国際観測通報船舶としての登録」欄について

我が国では気象業務法において、北西太平洋を航行する船舶に気象及び水象の観測・報告を義務付けていますが、国際連合の専門機関である世界気象機関（WMO）においても、海難事故防止・気象情報サービスの充実などのため、世界中の船舶に対し、海域を問わず海上気象観測・通報を奨励しており、これを実施する船舶を国際観測通報船舶として登録しています。

国際観測通報船舶は、観測・通報の内容により以下の甲・乙・丙種の 3 つに区分されています。

イ. 甲種国際観測通報船舶

気圧計など観測に必要な気象測器一式を備え、海上実況気象通報式の完全な形式で（気圧、気温、露点（湿度）、風、雲、海面水温、進路、船速、波浪、視程及び天気を）通報する船舶

ロ. 乙種国際観測通報船舶

気圧計など観測に必要な気象測器の大半を備え、海上実況気象通報式の一部のみ（気圧、気温、風、雲、視程及び天気）を通報する船舶

ハ. 丙種国際観測通報船舶

通常は気象測器を備えていないが、状況に応じ、要請等により（気圧、気温、風、視程及び天気を）通報する船舶

現在、国際航海に従事するほとんどの船舶は気象観測に必要な測器を備えており、甲種に相当しております。海上気象観測・通報の重要性についてご理解いただき、観測・通報

を行っていただける船舶におかれましては、ぜひ、「国際観測通報船舶としての登録」の欄を「1. 希望する（甲種）」としてご登録をお願いします。登録にあたって、費用や追加の観測を要請することはありません。ご登録いただいた船舶につきましては、国際的に篤志観測船（VOS）として、本報告にて提出いただいたメタデータを世界気象機関（WMO）に報告いたします。これらのメタデータは、通報いただいた海上気象データと共に国際的に活用されております。

なお、「国際観測通報船舶としての登録」を希望しない船舶は、「2. 希望しない」を選択くださいますようお願いいたします。

気象業務法施行規則第50条の報告書

年 月 日現在 (会社名)

船名		※用途	1. タンカー 2. 液化ガスばら積み船 3. その他ばら積み船 4. コンテナ船 5. ロールオンロールオフ船 6. その他貨物船 7. トロール漁船 8. その他漁船 9. フェリー 10. その他旅客船 11. 調査船 12. その他（用途を記載する。）	
(ローマ字)				
呼出符号				
総トン数	トン			
船舶の長さ	メートル			
船舶の幅	メートル			
乾げん	メートル			
航路				
※航行区域	1. 遠洋区域 2. 近海区域			
※国際航海	1. 従事する。 2. 従事しない。			
※気圧計	1. アネロイド型指示気圧計 2. アネロイド型自記気圧計 イ、7日用のもの ロ、1日用のもの 3. 電気式気圧計	※その他の気象測器	1. 最高温度計 2. 最低温度計 3. 電気式自記温度計（海面水温測定用） 4. 手持式風杯型風速計 5. 風杯型風速計 6. 風車型風速計 7. 風向計 8. その他（測器名を記載する。）	
※温度計	1. 水銀温度計 2. 電気式温度計 3. アルコール温度計			
※気温を測定する場合の温度計の使用状況	1. 百葉箱（通風装置あり）による。 2. 百葉箱（通風装置なし）による。 3. 振り回すことによる。 4. 回転装置による。 5. 携帯用通風型乾湿計の通風筒による。			気圧計の高さ 満載喫水線からの高さ メートル
※湿度計	1. 毛髪製湿度計 2. 乾湿式湿度計 3. 露点式湿度計 4. 電気式湿度計			風速計の高さ 満載喫水線からの高さ メートル
※露点温度を算出する場合の湿度計の使用状況	1. 百葉箱（通風装置あり）による。 2. 百葉箱（通風装置なし）による。 3. 振り回すことによる。 4. 回転装置による。 5. 携帯用通風型乾湿計の通風筒による。			温度計（海面水温）の深さ 満載喫水線からの深さ メートル
※海面水温の測定方法	1. 採水用バケツによる。 2. 機関の冷却水による。 3. ベイトタンクによる。	※通信設備	1. 無線電話 2. 狭帯域直接印刷電信 3. インマルサットC型通信設備 4. その他インマルサット通信設備 5. アルゴス通信設備 6. 環境衛星通信設備 7. その他（通信設備名を記載する。）	
※国際観測通報船舶としての登録	1. 希望する。 イ、甲種 ロ、乙種 ハ、丙種 2. 希望しない。			

注（1）※印の欄は、該当する事項の番号を○で囲む。

（2）温度計（海面水温）の深さの欄には、海面水温の測定方法が2.又は3.の場合に記入する。

（3）国際観測通報船舶としての登録の欄において、甲種、乙種及び丙種は、それぞれ世界気象機関の技術規則に定める甲種、乙種及び丙種国際観測通報船舶の区分によるものとする。